

県立日南病院の地域医療支援病院の承認及び今後の取組について

1 地域医療支援病院の承認について

県立日南病院は、日南串間医療圏の患者が身近な地域で必要な医療を受けられる体制を整備するため、地域医療支援病院の承認申請を行い、宮崎県医療審議会の審議を経て、平成30年7月18日付で地域医療支援病院の承認を得た。

今後、日南串間医療圏の中核病院として、紹介患者に対する高度医療の提供、医療機器等の共同利用及び医療従事者に対する研修等の実施を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等の支援を充実することにより、地域医療の一層の確保を図る。

2 役割

- (1) 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- (2) 医療機器の共同利用の実施
- (3) 救急医療の提供
- (4) 地域の医療従事者に対する研修の実施

3 今後の取組について

- (1) 紹介患者に対する医療の提供にあたっては、かかりつけ医との連携により、重傷、重病時には県立日南病院が、日常の病気や回復期、慢性疾患等についてはかかりつけ医が診療を行う等の役割分担を進めていく。また、開放型病床5床を設置している。
- (2) 登録医については、共同診療、検査等のための当院施設・設備の利用に加え、共同診療にかかる診療情報の閲覧、図書室等の利用ができることとなる。これに伴い、登録医がこれらを利用しやすいよう、利用の手引きを配布する。
- (3) 救急医療の提供については、24時間体制で重傷の救急患者を受け入れ、医療を提供できる体制を引き続き確保していく。今後、紹介外来制が定着していくことにより、コンビニ受診が抑制され、これまで以上に救急患者の応需体制が確保できるものと考えている。
- (4) 地域の医療従事者に対する研修については、医療連携に関する各種研修を実施し、登録医に対して、文書、ホームページ等で研修の開催について周知する。

(参考)

主な要件	内容
紹介率・逆紹介率	1～3の何れかを満たす 1.紹介率80%以上 2.紹介率65%以上、かつ逆紹介率40%以上 3.紹介率50%以上、かつ逆紹介率70%以上
設備の共同利用	共同利用させるための体制が整備されていること
救急医療体制	救急車搬送件数1,000件以上
研修	地域の医療従事者に対する研修を行わせる能力を有すること
病床数	200床以上
集中治療室	集中治療室等の必要設備を有すること